

第3章 地域福祉活動計画の推進

基本目標1 福祉ニーズと地域課題の把握

民生児童委員協議会や福祉団体等と連携し、福祉ニーズと地域課題の把握に努め、行政や関係機関と協働し、きめ細かな福祉サービスを提供します。また、地域住民から情報が集まるような日頃からの関係づくりに努め、SOSを出しやすい地域づくりを進めていきます。

【課題と今後の方向性】

福祉サービスについては、令和3年度以降「福祉のサービス」のパンフレットを全戸配布して、サービスの周知を行いました。

また、民生児童委員や各機関と連携し、随時情報共有を行いながら、地域の課題把握に努めました。地域課題の把握については、第1層、第2層生活支援コーディネーター*の連携と協働が重要となることから、役割を明確にしながら各機関と共に活動を進めていく必要があります。

今後もCSW（コミュニティソーシャルワーカー）*が中心となり、課題の把握に努めるとともに、複雑化・複合化した課題を抱えつつも支援が届いていない世帯に対し、関係機関とのネットワークを強化し、アウトリーチ（必要な支援が届いていない人に支援機関などの側から働きかけること）等を通じて継続的な支援を行っていきます。

【取組内容】

1 地域福祉活動による課題と資源の把握

◎地域ができること

- ・ 支え合いマップづくり等の地域について考える場への参加
- ・ あいさつや声かけなど地域との関わり
- ・ 世代間交流など地域行事やこども会行事への参加
- ・ 福祉団体*の活動への参加
- ・ 地域の居場所事業*の結成と参加
- ・ 地域の居場所事業の周知等
- ・ 福祉ニーズの情報提供

◎社会福祉協議会が取り組むこと

- ・ 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター活動）の推進

- ・民生児童委員協議会、地域包括支援センター*、紫波地域障がい者基幹相談支援センター*、やはば生活支援ネットワーク事業推進協議会*、福祉団体等関係機関との連携
- ・CSW 活動の強化

【主な事業】

- ・支え合いマップづくりの推進
令和 5 年度末 4 カ所→令和 10 年度末 14 カ所
- ・地域の居場所事業の推進
令和 6 年 1 月 57 カ所→令和 10 年度末 67 カ所
- ・地域子育て支援拠点事業（うさちゃんのへや）*の運営
- ・地域について考える場の開催と協力（福祉のまちづくりセミナー、出前講座等）
- ・サービス利用者及び利用者家族へのアンケート調査の実施

2 相談支援活動の充実と強化

◎地域ができること

- ・福祉情報の共有

◎社会福祉協議会が取り組むこと

- ・ふくしの相談窓口の周知（広報誌、ホームページ、関係会議等）

【主な事業】

- ・生活相談の受付（来所、電話、公式 LINE 等）
- ・暮らしの専門相談所*の運営

基本目標 2 住民参加による地域福祉活動の推進

地域福祉活動を推進するためには、住民同士が信頼関係を深め、住民参加による活動が不可欠です。支え合い活動が地域ごとに取り組みられていくように福祉意識の醸成を図ります。仲間づくりと住民ネットワークによる支援の充実を図り、新たなニーズに対する福祉サービスの開拓に努めます。

【課題と今後の方向性】

高齢者等のスポーツイベントや交流事業、ボランティア活動など会員同士、また、福祉団体同士の仲間づくりを基盤とした地域福祉活動をすることができました。生活支援コーディネーターが中心となり取り組んだ「支え合いマップづくり」では、新規作成や更新作業が活発に行われました。また、多くの「地域の居場所」が開設され、支え合い活動に大きな成果を上げました。今後も町内全地域での取り組みを目指して活動を広げていきます。今後も地域の活動に誰もが参加しやすい環境を整え、助けられ上手、助け上手になれるよう、住民同士が支え合える仕組みづくりを進めていきます。

地域福祉活動を推進するために必要な資源となる、福祉の町づくり支援事業（赤い羽根共同募金*）や各種助成事業の情報提供を進めます。

【取組内容】

1 社会参加活動の推進

◎地域ができること

- ・支え合いマップづくり等の地域について考える場への参加（再掲）
- ・あいさつや声かけなど地域との関わり（再掲）
- ・世代間交流など地域行事やこども会行事への参加（再掲）
- ・福祉団体の活動への参加（再掲）
- ・地域の居場所事業の結成と参加（再掲）
- ・地域の居場所事業の周知等（再掲）
- ・日常生活たすけあい隊*など生活支援活動組織の結成と参加

◎社会福祉協議会が取り組むこと

- ・多様な地域の居場所の結成支援や活動の紹介
- ・福祉イベントの開催
- ・福祉団体活動の支援と協働事業
（老人クラブ連合会、身体障害者協議会、母子寡婦福祉協会、保護司会、更生保護女性の会、手をつなぐ親の会、遺族連合会、ともしび会、やは

ば生活支援ネットワーク事業推進協議会、傾聴ボランティアやはば「柚子の会」、共同募金委員会)

【主な事業】

- ・バリアフリー映画会*の開催
- ・ふれあい広場*の開催
- ・金婚式*の開催

2 地域のつながりと支え合いの仕組みづくり

◎地域ができること

- ・日常生活たすけあい隊など生活支援活動組織の結成と参加（再掲）
- ・支え合いマップづくり等の地域について考える場への参加（再掲）

◎社会福祉協議会が取り組むこと

- ・多機関との連携
- ・多様な地域の居場所の結成と運営支援
- ・コミュニティ食堂*設置への働きかけと町内ネットワークの構築

【主な事業】

- ・日常生活たすけあい隊事業の推進
令和5年度末 たすけあい隊総隊員数 100名→令和10年度末 140名
- ・生活支援サービスの実施
ふれあい弁当*、おでかけ送迎サービス*、おつかいサービス（やはば生活支援ネットワーク事業*）、声の広報*、ひとり暮らし高齢者の集い*

基本目標 3 福祉教育の推進とボランティアの育成

誰もが住み慣れた地域で安心して生活するために、一人一人が地域の一員として互いに支え合う地域づくりに取り組めるよう、ボランティアの育成、福祉教育の推進、活動の拠点となるボランティアセンター*機能の充実を図ります。福祉協力校（園）と連携し、思いやりの心と地域への愛着心を育みます。

【課題と今後の方向性】

ボランティア講座やボランティア交流会の開催、ジュニアボランティア探検隊*の結成などを通じてボランティアの育成に努め、多世代が関わる活動ができました。また、おもいやりの心育成事業*（福祉協力校）により、世代間交流など地域の特徴を生かした活動が行われました。矢巾町が実施したアンケートでは、「自分自身が地域で協力できそうなこと」は、どの項目においても「地域の方に手助けしてほしいこと」より割合が高くなっている（30～31 ページ参照）ことから、様々なきっかけづくりを行い、新たな担い手を育成します。

一方、各ボランティア講座の参加者は減少傾向にあり、テーマや対象、開催方法について工夫が必要です。また、日常生活たすけあい隊の結成や活動については、地域差が大きいことが課題であります。今後はコミュニティごとの設置を目指します。

【取組内容】

1 地域福祉を担う人材の確保

◎地域ができること

- ・地域の交流活動の場への参加
- ・ボランティア講座やボランティア交流会、福祉のイベント等への参加
- ・日常生活たすけあい隊など生活支援活動組織の結成と参加（再掲）

◎社会福祉協議会が取り組むこと

- ・ボランティアに関する情報発信
広報誌やホームページ、公式 LINE 等
各種会議や福祉団体活動、地域サロンなどの場
- ・ボランティア活動への参加促進
町内小中学校、高等学校、支援学校、高等専修学校、大学（大学校）等
町内外企業や団体（社会福祉法人、一般社団法人、NPO 等）
- ・ボランティア活動に係るポイント制の推進

【主な事業】

- ・日常生活たすけあい隊事業の推進
令和 5 年度末 7 団体→令和 10 年度末 17 団体
研修（年 1 回）
- ・ボランティア講座、ボランティア交流会の開催
- ・ふれあい広場の開催
- ・バリアフリー映画会の開催

2 福祉教育の推進

◎地域ができること

- ・あいさつ運動の取り組み
- ・世代間交流など地域の活動への参加

◎社会福祉協議会が取り組むこと

- ・福祉協力校（園）との連携
- ・ボランティア活動に関する学びの場の提供

【主な事業】

- ・おもいやりの心育成事業（福祉協力校）
- ・こんなやさしい町がすき「こども川柳」*への取り組み
- ・ジュニアボランティア探検隊事業の実施
- ・キャップハンディ体験事業*の実施

3 ボランティアセンター機能の充実

◎地域ができること

- ・ボランティア活動の理解と積極的な参加
- ・ボランティア情報の把握

◎社会福祉協議会が取り組むこと

- ・ボランティアコーディネーターによる活動の推進

【主な内容】

- ・ニーズ把握とマッチング
- ・ボランティア保険の加入促進
- ・各種ボランティア講座の情報提供
- ・災害ボランティアセンターの設置運営

基本目標 4 自立や社会参加に向けた支援の充実

様々な理由により生活に困りごとを抱えた世帯や生きづらさを抱えた人の自立や社会参加に向けた支援体制の充実を図ります。また、認知症や障がいなどにより、判断能力が不十分な人が安心して地域で生活するために、権利擁護*による生活支援を推進します。

【課題と今後の方向性】

岩手県社会福祉協議会や各関係機関との連携による相談事業に取り組みました。また、令和 4 年度には公式 LINE を開設し、情報提供ツールや身近な相談方法として有効に活用できました。暮らしの専門相談所も町民に周知されており安定した運営を行うことができました。

やはば生活支援ネットワーク事業（社会福祉法人等連携事業）では、令和 4 年度に「ふくしのお仕事体験事業」を開始しました。今後も継続して福祉関係機関への周知、連携に努めます。

就労支援については、地元農家や企業の協力のもと、一般就労へのきっかけづくりを行いました。今後は、就労支援機関と連携しながら本人の気持ちに寄り添った支援を行っていきます。

新たな福祉サービスとして、令和 2 年度からは「おでかけ送迎サービス」、令和 4 年度からは「ハローライト利用支援事業*」を開始しました。今後も社会情勢に合わせて必要なサービスを検討していきます。

【取組内容】

1 相談支援活動の充実と強化（再掲 基本目標 1）

2 多機関との連携による社会参加と生活支援

◎地域ができること

- ・就労体験の受け入れ（社会福祉法人、商工会、農業分野等）
- ・食料や日用品の寄付

◎社会福祉協議会が取り組むこと

- ・多機関とのネットワークの強化

【主な事業】

- ・ふくしのお仕事体験事業（やはば生活支援ネットワーク事業）
- ・生活支援サービスの実施

フードパントリー*、歳末たすけあい運動*、「たんぼぼ募金」、生活福祉資金貸付事業*（岩手県社会福祉協議会）、たすけあい金庫*貸付事業、やはば生活支援ネットワーク事業による生活支援

3 広報活動の充実

◎地域ができること

- ・福祉の情報の共有

◎社会福祉協議会が取り組むこと

- ・情報発信の強化（広報誌、ホームページ、公式 LINE 等）
- ・各種会議や福祉団体活動、地域サロンなどの場での情報発信

【主な事業】

- ・広報やはばによる情報発信（月 1 回 ※令和 6 年度から）
- ・広報誌「やはばのふくし*」の発行（年 3 回）
- ・パンフレット「福祉のサービス」の配布（年 1 回）
- ・ホームページでの情報発信
- ・公式 LINE による情報発信

4 権利擁護による生活支援

◎地域ができること

- ・日常生活自立支援事業*及び成年後見制度*について学ぶ場への参加

◎社会福祉協議会が取り組むこと

- ・日常生活自立支援事業及び成年後見制度の周知
- ・盛岡広域成年後見センター*との連携

【主な事業】

- ・日常生活自立支援事業（基幹：盛岡市社会福祉協議会）
- ・成年後見制度出張相談会*の開催

基本目標 5 法人経営管理の強化（中期経営計画）

社会福祉法人の使命は、地域における福祉の充実と発展です。社会福祉法人としての基本姿勢を明確にし、経営管理を強化し、公益的、公共的かつ信頼性の高い法人運営を行います。役職員共に法令遵守に関する方針（コンプライアンス・ポリシー*）を徹底し、組織の充実強化を進めていきます。

【課題と今後の方向性】

法の趣旨に則り、適正な法人運営を行いました。

令和3年度には働き方改革により非正規職員の処遇改善を行いました。また、専門職の資格取得支援を行うなど、人材育成と共に人材定着を図りました。令和4年度には法人内にハラスメント窓口を設置し、相談体制を整備することにより働きやすい職場環境づくりに努めました。

財政基盤を強化するために、会員制度の充実や福祉基金の活用、共同募金運動を推進していくことが重要です。特に会員減少は大きな課題であり、引き続き地域福祉活動の周知を図るとともに、企業訪問や福祉団体への協力などを通して、積極的に会費の増収に努めます。

1 人権の尊重

- ・個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー*）の周知徹底
- ・苦情解決委員会、相談体制の充実により、利用者や家族の意見要望を積極的に把握します。
- ・権利擁護の推進に取り組みます。

2 福祉人材の確保と定着

- ・ハローワーク及び福祉人材センター*との連携を強化するとともに、地縁を活かした人材の確保に努めます。
- ・適切な労務管理による職員の安全と健康を確保します。
- ・専門性の向上に向けた資格取得支援を行います。
- ・職員の資質向上、リーダーの育成に向けた研修会を開催するとともに、研修への積極的な参加を促します。

3 透明性のある組織運営

- ・法の趣旨に則り、理事会、評議員会の開催をはじめ、適正な法人運営を行います。
- ・定期的な監査会により、事業及び会計の透明性の向上につなげます。

- ・ 財政基盤の強化にむけて、会員制度及び共同募金運動の充実を図ります。
- ・ 福祉基金の適切な管理運営に努めます。